

会議要録

| | | |
|----------|---|--|
| 会議名 | 第3回 八王子市消費生活審議会 | |
| 日時 | 平成23年10月12日(水) 午後3時30分～午後5時20分 | |
| 場所 | 生涯学習センター第7学習室 | |
| 出席者氏名 | 委員 | 和田清美委員(会長)、鈴木麗加委員(副会長)、石見光夫委員、武石誠委員、堂坂日出夫委員、深沢靖彦委員、梶原寸真子委員、坂本光弘委員、平塚忠勇委員 |
| | 説明者 | 荒木紀行生活安全部長、設楽いづみ消費者行政担当主幹、福田秀之主査 |
| | 事務局 | 大谷平行主任 |
| 欠席者氏名 | 高橋巍委員 | |
| 議題 | (1) 計画の基本的な考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方 ・計画の位置づけ ・取り組むべき重点課題 ・計画の期間 ・計画の検証・評価の公表 (2) 重点課題と施策の方向性 (3) 答申の構成(案)について (4) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・会議日程 | |
| 公開・非公開の別 | 公開 | |
| 非公開理由 | | |
| 傍聴人の数 | 1人 | |
| 配付資料名 | <当日配付資料> 第2回会議要録(修正分) <事前配付資料> (10月7日送付資料) 計画の基本的な考え方について<資料1> 重点課題と施策の方向性<資料2> 答申の構成(案)について<資料3> 第2回会議要録 | |

会議の内容

- 会長 : 定数 10 人のうち、本日は高橋委員が欠席となりますが、規程を満たす委員の出席があるので本会は成立するものとします。
- 会長 : 事務局より、本日配付の資料について確認をお願いします。

〔事務局説明〕

事前配付資料及び当日配付資料の確認

議事要録の確認

3 ページ 21 行目の「もっと情報提供を頻繁に行った方がよかったのではないかと思う。」を「もっと解りやすい情報提供の方法もあったかもしれないと思う。」に、6 ページの下から 2 行目の「立石委員」を「武石委員」に訂正をお願いします。

- 会長 : 修正ということで、御承認いただけますか？
- <承認>
- 会長 : 署名人は武石委員にお願いしたい。

議題(1)について

- 会長 : 計画の基本的な考え方について、事務局より説明をお願いしたい。

〔事務局説明〕

資料1に基づいて、計画の基本的な考え方、位置づけ、計画期間、重点課題などについて説明。

- 会長 : 計画の基本的な考え方について委員の皆様へ審議をお願いしたい。

堂坂委員: 資料3について、第2章と第3章の項目が一致していない。基本施策5(消費生活の環境に配慮した取り組み)の配置に違和感を感じる。表現を変えて、並びかえても良いと思う。

- 会長 : 第2章の2のAからEの項目が第3章の1から7の項目の施策にそれぞれどこに位置しているか明示されていないので、資料3までの内容について一通り説明してから議論した方がよいのではないか。

梶原委員: 内容を確認してから検討をしていきたい。

- 副会長 : 仙台では環境に配慮した消費生活の推進が重点課題に挙がっている。八王子の重点課題の方が仙台のものよりもわかりやすいが、前回までの審議では環境に関する課題が挙がっていないため今回、重点課題に含まれずに基本施策として挙がっているものと思われる。環境に関する取り組みが重要であれば、八王子市の重点課題として追加しても良いのではないか。

平塚委員: 前回まで、八王子市及び他自治体の相談状況の分析から課題について検討してきたが、提示されている課題が八王子市民の感じる課題なのか疑問を感じる。多くの市民にとって、現在は安心できる食生活の確保が関心事ではないかと思う。

議題(1)～(3)について

事務局 : 議論が資料3にまで及んでいるため、先に一通りの資料について説明させていただきたい。

(事務局説明)

資料2に基づき、重点課題と施策の方向性について説明。
資料3に基づき、答申の構成案について説明。

会長 : 先行する計画のイメージがあるため、重点課題と基本施策との整合性がとれていないことに違和感を感じる。

事務局 : 仙台の場合は重点課題のみで構成されているため、シンプルになっている。今回の案においては計画全体に共通する課題として重点課題を設定し、消費者行政全体の施策の柱として重点課題を踏まえつつ、さらに必要な施策を含め、7つの基本施策を設定している。

副会長 : 八王子市特有の重点課題として整理していただいているため、消費者行政における施策の必要項目と重点課題とが必ずしもリンクしていないように思われる。仙台市の場合、環境に対する取り組みの内容を見ると、特有の課題ではなく、一般的な課題として捉えられているため、必要な項目については八王子特有の課題でなくても重点課題として追加して良いのではないかと。

石見委員 : 課題については八王子市特有のものではなくても、必要なものは課題として挙げて良いのではないかと。

事務局 : 八王子らしさを含めて、消費者行政として重要な事項について議論していただきたい。食の安全そのものは食育その他厚生労働省所管の諸計画における課題であり、消費生活基本計画においてどこまで扱っていくべきかは検討を要するものと思われる。

平塚委員 : 震災以降、地域の防災訓練の回数は増えており、震災を機に市民の関心は大きく変化しているものと思われる。やはり食の安全を強調していくべきではないかと思う。

武石委員 : 市民一人ひとりが自立した消費生活を実現できるようにするための計画であり、実践できない計画であってはならない。自立した消費生活の実践に有効性のある内容かどうかを重点課題から精査していくべきではないか。日常的な課題と、緊急に対応すべき重点課題とを明確に意識して整理した方がよいのではないかと。

会長 : 重点課題については、前回までの審議会における議論を踏まえて整理されている。取りまとめに向けた提案をしていただきたい。

坂本委員 : 資料3にある基本施策1～7が重点課題であるように見える。重点課題として整理されているものはより緊急度の高い問題について整理されているように思われる。

会長 : データ分析を踏まえた八王子らしい課題が重点課題となって、その上で、第3章ができた。

梶原委員 : 第2章でデータに基づく八王子における課題が整理され、第3章でそれを踏まえた基本施策が整理されている現在の構成は良いと思う。

副会長 : 最近の法律相談の状況を見ると、情報提供の充実は重要な課題であると思われる。

武石委員 : 消費者生活基本計画における情報提供の充実とは、消費者被害の情報に限定したのではなく、より総合的な情報提供なのではないかと思う。本計画の基本方向が自立した消費者の育成にあるのか、消費者被害対策にあるのかによって計画に対するスタンスが異なるのではないかと。

会長 : 本計画は自立した消費者の育成を目指すものであり、情報提供

についても総合的な情報提供という位置づけで取り組むべきものだ
だと考える。第2章の重点課題項目と第3章の施策項目について
ご意見をいただきたい。

堂坂委員：重要課題と重点課題とは法律的に明確な意味の違いがあるもの
なのか。

副会長：法律的な差異はない。表現上の違いだと思われる。

武石委員：重要課題を整理して、7つの基本施策との対応を整理した方がよ
いのではないか。消費者行政に関わる問題が消費者被害のこと
だけではないということを改めて提起したい。

梶原委員：安心・安全が大前提として明記されるのであれば、個別の問題と
して挙げなくても良いのではないかと思う。

堂坂委員：第2章の1（八王子市の消費者を取り巻く環境）とはどのような内
容なのか？

事務局：人口構成、世帯状況、高齢化率などの基本データに基づく状況の
分析となっている。

堂坂委員：前回までに議論した結果であるので、重点課題を再構成する必要
はないと思う。八王子らしさに配慮したものとしていただきたい。

平塚委員：消費生活センターに寄せられた相談状況に基づく課題認識は市
民全体の課題認識ではなく、一部の市民の課題なのではないか。
安全・安心を前面に出した方がよいのではないかと思う。

堂坂委員：安全・安心を前面に出した上で、個々の課題を明確にするというこ
とを意図しており、平塚委員の意見と同意見である。

武石委員：八王子市の特色というものを事務局に再度確認したい。

事務局：前回までに相談の傾向について整理させていただいたが、八王
子市の相談状況は全国的な相談の傾向と大きな差異はない。し
かし、学園都市ということもあり、学生を中心とした若者を対象とし
た取り組みを重視すべきではないかと考えている。

梶原委員：前回の審議会において、学園都市であり若者を中心とした取り組
みを重視すべきことと、高齢者を狙った悪質業者がいるため、高
齢者に対する取り組みを重視すべきということを確認している。

武石委員：人口動態などから八王子市の高齢者や若者の状況を確認できる
のではないか。

事務局：外国籍市民からの相談が少なくないということも八王子市の特色
の一つと考えられる。

事務局：相談状況の分析は行ってきているが、人口動態の分析の中で見
た場合に取り組みの重点がどこにあるのかといった分析も加味で
きたら良かったと思う。

副会長：課題の数が多ければよいということではないと思う。

石見委員：市に答申する課題ということであれば、消費者行政の推進に対し
て、八王子市の取り組みが不十分な部分を検討していくべきでは
ないかと思う。高齢者が多いということだけでは課題とはならない
と思う。

事務局：高齢者が多いことに関わる課題としては、情報提供の在り方が課
題になっていると思われる。インターネットで情報提供しても、リー
フレットを作成しても、内容まで目を通してもらえないということも
あり、想定している対象層に届く情報提供の在り方をどうすべきかが
課題となっている。

会長：課題の分析に際しては、市の現状の取り組みを踏まえた分析を加
味しても良いのではないかと思う。環境に対する取り組みについ
ては、重点課題とはせずに、取り組むべき施策の一つとして整理
していただく。なお、本日の議論を踏まえた構成としては3つの重
点課題に整理し、基本施策との整合性を図るものとする。

重点課題 安全・安心な消費生活の確保(E情報提供の充実)、基本施策は「5消費生活の環境に配慮した取り組み」、「7総合的な情報提供の取り組み」

重点課題 消費者教育の充実(A消費者教育の充実)、基本施策は「1自立した消費者の育成に向けた取り組み」、「6若者と高齢者の消費生活の安全を守る取り組み」

重点課題 消費者被害の未然防止・救済(B消費者被害の防止・予防、C消費者被害の救済、D悪質な事業者への対応)、基本施策は「2消費者被害の抑止・予防に向けた取り組み」、「3被害に遭ってしまった消費者の救済のための取り組み」、「4悪質な事業者に対する取り組み」

会長 :その他に基本施策として盛り込むべきことはあるか。

堂坂委員:外国籍市民に対する支援は現状ではどのようになっているのか。

事務局 :東京都では曜日を決めて通訳を配置した対応を行っている。

堂坂委員:窓口に通訳を配置するなどの取り組みを計画に盛り込んでいけばよいのではないか。

事務局 :八王子市にはここ数年 9000 人程度の外国籍市民がおり、中国、韓国が多くなっている。

副会長 :個別事業の中身まで本審議会で検討する必要があるのか。

事務局 :個別事業の取り組みについては庁内各担当課で整理するため、審議会での検討は不要。

堂坂委員:地域コミュニティの活用なども取り組みとして組み入れた方がよいのではないか。

会長 :高齢者の見守りなども取り組みとして入れられないか。

梶原委員:見守りは異なるサービスとなる。

坂本委員:環境への対応ではなく、環境づくりとした方がよいのではないか。

坂本委員:八王子市の消費者行政は消費者被害防止や悪質事業者への対応が中心と考えているのか。

事務局 :消費者教育や啓発を中心に取り組むことで、自立した賢い消費者を育成し、結果として消費者被害を未然に防止することを目指していきたい。

事務局 :予防、啓発の取り組みを重視していきたい。

坂本委員:基本施策の優先度を明確にした方がよいのではないかと思う。

事務局 :自立した消費者の育成、教育に取り組むことで、その後の被害を抑止できる。自助として自己責任が重要だということではなく、市民の自助をサポートするための公助が重要であると考えている。

坂本委員:資料1の基本的な考え方の部分を手直した方がよいのではないか。消費生活センターの沿革などではなく、市民の自助をサポートするための公助を重視する、予防、啓発を重視するという考え方を明確に記述する方がよいと思う。

会長 :事務局には次回の審議会で答申案を提示していただくようお願いする。

武石委員:計画期間は5年程度となっているが、計画策定後5年間の工程表は答申案に記載されるのか。大まかなスケジュールが明確になっていなければ進捗の評価を行うことができない。

事務局 :答申をいただいた後にそれを受けて計画策定となるため、計画策

| | |
|--------|--|
| | <p>定の段階で明確にしていきたい。</p> <p>武石委員：答申の段階で中期的なスケジュールが明示されなければ実践できる計画とはならないのではないかと。</p> <p>坂本委員：まだ施策の内容を検討している段階であり、計画の進捗を評価する枠組みを検討するのはまだ先ではないかと思う。</p> <p>副会長：答申後、本審議会で計画の内容について検討する機会はないのか。</p> <p>事務局：計画策定後、内容について議論していただく機会を想定している。</p> <p>議題(4)について</p> <hr/> <p>会長：次回の審議会の日程について事務局に確認したい。</p> <p>事務局：次回の審議会は12/8(木)15:30～ということをお願いしたい。</p> <p><了承></p> <p>会長：本日の会議録は、事務局でとりまとめ、次回の審議会を確認後、堂坂委員に署名をお願いします。</p> <p>会長：本日の審議会は、これで閉会とする。</p> <p><異議無し></p> <p>閉会</p> |
| 会議録署名人 | 平成 23 年 12 月 8 日 堂坂 日出夫 |